

大阪市告示第1187号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年8月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年9月24日（木）	午後2時から 午後8時まで
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和8年9月1日（火）	午前10時から
	令和8年9月8日（火）	午後1時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年9月2日（水）から 同月4日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年9月7日（月）	
	令和8年9月9日（水）から 同月11日（金）まで	
	令和8年9月14日（月）	
	令和8年9月16日（水）から 同月18日（金）まで	

令和 8 年 9 月 21 日（月）から 同月 23 日（水）まで
令和 8 年 9 月 25 日（金）
令和 8 年 9 月 28 日（月）
令和 8 年 9 月 30 日（水）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）